

**鳥取県告示第359号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社コトブキ家具店 代表取締役 桶谷 靖志	鳥取市二階町二丁目219	なないろデイサービスセンター	鳥取市二階町二丁目201-4	通所介護	平成21年5月14日